

合意制家族と子どもの権利

——フィンランドのエンパワーメント政策が示唆する論点——

片岡 佳美

KATAOKA Yoshimi

1 問題提起

20世紀後半、ほぼ全世界的な規模で広がった、ノーマライゼーションやジェンダー・フリーを目指した社会運動は、個人がより自由に、主体的に生きることの重要性を訴えたものであった。規範やマジョリティの価値に自分自身を無理に合わせるのではなく、自分らしい生き方（「自然体の自分」とか「あるがままの自分」という言葉で語られることも多い）を追求するのが望ましいという考えは、こうした運動によって多くの人びとに浸透した。

そして今日、個人の自由や自分らしさは、家族の中においても主張されるようになってきている。母親だから、妻だから、または長男だから、家族のために何某かの我慢をしなければならないというのは、過去の話となりつつある。いまや家族は、自分らしい生き方を抑えるどころかそれを実現する場、すなわち自己実現の場と認識されている。野々山久也が述べるように、現代家族では、生活集団としての側面や社会制度としての側面よりも、個人の選好に基づいてつくり出される家族ライフスタイルとしての側面がとくに強調されるのである。

もちろん、個人の選好に基づくとは言え、家族ライフスタイルは個人一人の問題ではない。一個人の選好が家族ライフスタイルとして実現するためには、積極的であろうと消極的であろうと、他の家族成員の合意や協力を得る必要がある。その

意味で、今日の家族は、家族成員たちの合意を核にして成り立つ「合意制家族」である（野々山 2007）。

しかし一方で、とくに日本などでは、家族成員間での合意形成がうまく行かず、家族のまとまりが維持できなくなることを不安がる声は大きい。そのような危惧は、離婚率の上昇や結婚しない人の増加などが、家族の危機を示すものとして声高に問題にされる傾向にも認められる。また、「家族の日」（「家族・地域のきずなを再生する国民運動」として、政府は平成19年度から毎年11月第3日曜を「家族の日」としている）を制定し、家族団結の重要性を強調する政府の対応も、こうした不安を反映していると言えるだろう。個人の自由追求と家族集団の維持は両立し難く、そのため合意形成も行き詰まるのではないかという懸念が、これらの反応を引き起こしていると考えられる。

ところで、山田昌弘によれば、家族において個人の自由が主張される動きには、「家族の枠内の個人化」の段階と、「家族の本質的個人化」の段階がある。そして、今日の日本社会は、前者から後者への移行期にあるという。

個人の自由の追求が「家族の枠内」に留まっていて、家族集団の維持が前提または義務とされているなら、家族ライフスタイル選択をめぐるの合意形成が行き詰まる心配は少ない（しかし山田は同時に、家族内の勢力関係で優位な者が自分の選好を優先して強引に決定してしまう危険もある

ことも強調している)。しかし、「本質的個人化」の段階になると、家族集団の維持のために、また、他の家族成員の自由のために、自分自身の選好を犠牲にするのは個人にとって耐え難くなっていく。そうなるとう家族成員間で選好が対立した場合、家族ライフスタイルの合意形成は挫折しやすくなる。その結果、家族が集団として存続することも難しくなる(山田 2004)。そのように考えれば、「本質的個人化」が進むにつれ、離婚や非婚の増加を心配する声が大きくなるのも不思議ではない。

では、本質的個人化と家族集団の維持・存続はどうしても両立しないのか。合意制家族と言ったところで、結局それは、「家族の枠内の個人化」として、家族の「選択不可能性と解消困難性」(山田 2004)を強調しながら「弱肉強食」やだれかの独裁を許容しない限り維持できないものなのか。そうであるなら、弱者の選好、とくに、まだ自立していない子どもの意思や選好は、大人(親)の自由のために犠牲になるしかないのか。

簡単には答えが出ない難問であるのは確かであるが、実際この問題に挑戦するような動きも出てきている。そこで本稿では、そうした動きの一例として、フィンランドの家族政策に注目する。ここでは子どもの意思や主体性がどのように扱われているのか。その点を検討することを通して、個々の家族成員の自由を重視する現代家族、すなわち「合意制家族」をめぐる論点、ないしは研究課題を確認する。

2 フィンランドでの取り組み

1960年代からノーマライゼーションの運動がいち早く拡がり、福祉国家として先端を行く北欧諸国は、高い人権意識、ならびに社会的弱者に対する行き届いた福祉という点で国際的にも注目されている。ここでは、その一つフィンランドにお

ける、子どもの人権や家族についての政策を具体例として取り上げ、検討したい。

今日のフィンランドでは、すべての人が支援される権利を持つという、普遍主義的な立場からの家族政策が定着している。しかし、最初からこうした政策方針が採用されていたわけではない。20世紀初頭の家族政策は、人口(減少)問題や公衆衛生問題という観点から論じられる傾向があり、それらを解決するために貧困層の生活水準の向上が重視されていたという。つまり、その頃は、貧困層として定義される者に対してサービスを提供するといった、どちらかと言えば特定の人たちだけにのみ関わりのある福祉であったと言える。普遍主義的な家族政策へのターニング・ポイントは、1948年の、子ども手当に関する法(The Act on Child Benefit¹⁾)であったとされる。それは、既存の家族手当制度を修正し、収入や子ども数に応じた制限を取り払ったり、あるいは弱めたりすることによって、子どものいるすべての家族の、子どもを持つがために払わなければならない費用が等しいという前提を立てるものである(Forssén, et al. 2008)。

以来、普遍主義的な家族政策が発展し充実していくなかで、子どもの福祉に関する法や制度の整備が本格的に伺えるのは1970年代以降である。70年代のフィンランド社会では、事実婚カップルや再婚による家族(ニューファミリー)など、新しい家族ライフスタイルが登場しつつあった(高橋 2001)。それを反映して、婚外子と嫡出子の地位の平等、生活資源に対する子どもの権利の強調、養子の法的地位に関する定義の見直しなどを実現するための法整備が着手された(順に、The Paternity Act = 1975年、The laws on child maintenance liability = 1975年、The laws on securing a child's maintenance = 1977年、The Adoption Act = 1979年として成立)。

また、1984年には、たとえしつけの目的であっても子どもに手を挙げてその身体に危害を与えることが法で禁止されるようになった（The laws on child welfare）。同じく84年、たとえ親が離婚しても、子どもは二人の「親」に育てられる権利を持つという視点が法に導入された。85年のフィンランド養子法（The Finnish Adoption Law）では、養子によって子どもがよりよい成長を遂げられるなら、養子縁組は子どもにとっての当然の権利であるという考えが示された。そして、2000年に施行された新憲法（基本権に関する記述は1995年に改正されたものを引き継ぐ）では、子どもはそれぞれ個人として平等に扱われるべきであり、また、その成長度に応じて、自分に起こる問題に自らの影響を及ぼすことが認められるべきであるということが、はっきり明記された（Forssén, et al. 2008）。

このように、今日のフィンランドにおける子ども関連の法では、すべての子どもの権利を強調する視点が定着している。とりわけ、子どもを大人（親）の都合で考えるのではなく、自ら意思決定を行なう一人の主体的な人間として見なすという前提が徹底されてきている点は注目に値する。

こうした視点が具体的に活かされた実際の制度の一例として、父親による子どもの認知に関する制度を見てみよう。フィンランドでは1980年代以降婚外子の数が増加し、2000年では全出生のうち婚外子が約4割を占めるが（Sprangers and Garssen 2003）、婚外子として生まれた子どもの父親がその子どもを認知しない場合、母親が居住する自治体のソーシャルワーカーが間に入って調査を行ない父親に認知させる制度がある（根拠となる法は The Paternity Act = 1975年）。その目的は、子どもの扶養される権利や遺産相続する権利を保障することであるが、その意味で父親認知は婚外子のみならず、離婚したカップルの子どもや

再婚カップルの連れ子の場合にも問題となる。重要なポイントは、この父親認知にあたって、調査するかしないかも含めて、当の子どもの意見が重視される場所である。もちろん、自分の意見を主張できない幼い子どもに配慮する努力もなされている。筆者が2009年に訪ねたタンペレ市の児童福祉局の Family Affairs Unit（家族問題部）では、ソーシャルワーカーは子ども自身が家族についてどのような考えや希望を持っているか知るために、子どもと面談したり、「自分自身、および自分にとって重要な人たち」の絵を描かせたりもしていた。ソーシャルワーカーには、専門的な見地から子どもの立場を代弁する役割が期待されている。

とは言え、大人の代弁に頼るだけでは、子どもの主体的な意思決定は十分に実現したことにはならない。そこで、フィンランドにおける子ども政策の方針・戦略は、早期からのエンパワーメントに重点が置かれることになる。エンパワーメントは、ここでは、力をつける（強くなる）というよりは、むしろ力を取り返すことを強調する（森田 1998）。この考えの背景にあるのは、個人は元々自らをコントロールする力を持っているが、さまざまな権力関係によってその力を奪われている人がいるということの問題にすべき、という認識である。その奪われた力を回復し、無力の状態を脱することが、エンパワーメントである。したがって、ここで、子どものエンパワーメントに力が入れているというのは、子どもが意思決定に参加する力を持たない状態を克服することが目指されていることを指している。

たとえば、子どもオンブズマン（Ombudsman for Children）の制度もその一環である。これは、憲法や国連の子どもの権利条約において、安全や安心のみならず、意思決定への参加も子どもの権利として強調されていることを重んじ、取り組まれ

ている。筆者は、2009年8月に、フィンランドで最初（2003年）に市立の子どもオンブズマン制度が設立されたタンペレ市でオンブズマンを担当している Mia Lumio 氏と面談する機会を持った。以下は、Lumio 氏から得た情報に基づいた、タンペレ市の子どもオンブズマン制度の概要である。

子どもオンブズマンの仕事は、①青少年 (children and young people) のウェルビーイングの発展に関する情報提供と監視 (モニタリング)、②青少年の意見やニーズを本人自らが伝えられるような機会の創出、③青少年の就業のコーディネート、④あらゆる発達段階にある青少年どうしの協働の促進とされる。そして、それらの仕事は、①すべての関係機関が子どもの視点に立って業務を行なうようにすること、②子どもの健全な成長と福祉を支えること、③子どもが、希望を持つ市民、また、参加して自己表現する手段を持つ市民として見なされるために役立つこと、④子どもの権利条約を市民に周知させることを目指すという。

仕事の内容から見れば、子どもオンブズマンは法律や福祉の専門職のように思えるが、子どもオンブズマンは、法律の問題を扱わないし、また、ソーシャルワーカーのように助言や指導を行なわない。立場としては、子どもと（大人がつくり出す）社会の間の「橋渡し役」であるという。実際、子どもオンブズマンがとくに力を注いでいるのは、子ども議会 (the Children's Parliament) やユース・フォーラム (the Youth Forum) を通じて、子どもに対し意思決定参加の機会を創出することである。

タンペレ市の子ども議会は2001年に始まり、学校、環境、そして市の意思決定に子どもが直接参加し、影響を与える機会を提供している。議会には、総合学校 (comprehensive school = 7~15歳

の9年制、義務教育) の4~6年生から代表が出る。Lumio 氏が挙げた例では、学校に置かれている大きな石を、教員や保護者が危険という理由で取り除こうとしているとき、子ども議会が遊びの道具として置いておきたいと反対し、どうしたら安全を確保できるか、子どもと大人が議論したというエピソードがあった。このように、子ども議会は、子どもに対し、大人と対等に議論し、そして社会に影響を与える機会を提供する。なお、2007年には、フィンランド全国の子ども議会（ただし、インターネット上のバーチャル議会）が設立されている (Finland Children's Parliament 2008)。

一方、ユース・フォーラムは、1998年に設立されており、7年生前後から代表が選出されて運営されている。欧州ユース・フォーラムがインターネットで公開している情報によれば、タンペレ市のユース・フォーラムは、主に文化行事（バンド大会やダンス大会、バーベキュー合宿）の企画・運営を取り仕切っている²⁾。

子ども議会やユース・フォーラムは、意思決定に実際に参加することを通してエンパワーメントを達成することに重点が置かれているが、その前提として、子どもに意思決定参加の準備をさせることにも配慮がある。

たとえば、フィンランドでは2001年、小学校入学前の子どものための無料プレスクール制度のための法が整備された。これは、義務教育ではなく、6歳の子どもが権利として通うことができることとされ、2003年時点で96%の子どもが通っている。学校または保育所で、学年暦という年度を通じて700時間、大学や大学院で教育学を修めた者、または社会科学を修めた上で追加的に教育課程を経た者が少数の子どもを相手に教育を行なう (Ministry of Social Affairs and Health of Finland 2004)。

子どもオンブズマンの Lumio 氏の話では、プ

レスクール（保育所と両方通う子どももいる）では、靴紐の結び方など、主に生活面での指導に力が注がれる。子どもがそこで、学校生活にとって必要な基本的な生活習慣を身につけることにより、小学校1年生の教師は勉強を教えるのに集中できるという。さらに、プレスクールの時期から子どもには、自分で目標を設定し、その達成について自己評価を行なう訓練がなされる。Lumio氏によれば、こうした訓練は、子どもが自分の意見を持つことに役立っているということであった。ここで示唆されるのは、フィンランドの教育現場では、評価など報酬が与えられるから勉強するというのではなく、自己決定や効力感などに基づく内発的動機づけによって学習意欲や学力の向上を図ることが重視されているということである。そして、自己決定や効力感は、エンパワーメントの結果として獲得されるものである点を見逃してはならない（久木田 1998）。

これらのエンパワーメント政策によって、子ども自身が家族ライフスタイルの合意形成（意思決定）に参加し影響力を発揮していくことが可能となるのが期待される。

3 今後の研究課題

以上のように、今日のフィンランドでは、子どもが大人（親）の選択するライフスタイルのためにその権利を犠牲にされないよう、さまざまな法制度や政策が整備されてきている。その特徴は、子どもの意思決定参加を重視し、それを実現するためのエンパワーメントに力を入れるということにある。それは、合意制家族に潜在する「弱肉強食」問題に対しての積極的な取り組みの例として注目に値する。

一方、日本では、家族が個人のライフスタイルとしての側面を強めてきているとは言え、フィンランドのように国家主導による子どものエンパワ

メントは進んでいない。したがって日本の場合、国家に頼らず家族自身の責任で、大人（強者）のみならず子ども（弱者）をも尊重する民主的な家族を形成しなければならない部分が多い。

確かに、野々山が述べるように、家族集団には、自らの選好を主張できない家族内の弱者に対して他の家族成員たちが共感、配慮、そして同一化（相手の立場に立つ）を生ずるという、自己組織化のメカニズムが備わっているだろう（野々山 2007）。とは言え、その前提となっているのは、自己の利益を追求して行為するという人間ではなく、たとえ自分が犠牲になっても相手のために行う「情愛的ではあるが、極めて知的ならびに人間的な行為」（野々山 2007: 131）をする人間である。おそらく日本で、家族が個人のライフスタイルとなっていくことが不安に感じられがちなのは、人間のこうした側面が期待し難いほどに、利己主義の浸透が多くの人びとに認識されているからかもしれない。そうならば、それだけ今の日本では、家族だけに責任を負わせるのはリスクが大きいということになる。

また、ウルリッヒ・ベックが「奴隷制は廃止になったが、ケアという外見を持った、親による子どもの私的奴隷化は、政治的、法的、道徳的に温存されており、さらに悪いことには、それはめったに注目されることがない」（Beck 1998: 76）と指摘するように、弱者への共感やそれに基づく配慮は、隠れた支配につながる危険性もある。だから近年、社会福祉の分野では、こうした危険な配慮は、弱者を権利主体として見なさないパターンリズム（あなたのために、という名目で本人の意思に反することを強制する）として批判され、それに対抗する概念としてアドボカシー（意思を伝えられない弱者に代わって声を上げる）やエンパワーメントが強調されている（堀・栄留 2009）。

このようなことをふまえると、フィンランドのような子どものエンパワーメントに向けた政策は、本質的個人化や合意制家族の時代により適ったものに見える。しかし、それが完璧かどうかは議論の余地があると思われる。

フィンランドの例に見るように、エンパワーメントを実践すればするほど、親たちが作り出す家族ライフスタイルよりも個々の子どもの権利保障が優先されるという状況を生じる。その結果、家族という私的領域への国家の介入を進めていくことになる。これは、家族成員たちの自由な選択による合意制家族という前提に立てば、それに矛盾する動きである。だが、フィンランドには実際、子どもの権利を守るため、問題を抱えた家族に対し行政が子どもを「家庭外保護」し、子どもに関する親の決定権を制限するという、著しい公権力介入の制度もあるほどである（両親の合意が得られない場合は「強制保護」となる）（高橋 2001）。こうした例は、個人化が進み、個人の自由や権利が重視されるにつれ、子どものような弱者の権利を守るという理由で、かえって国家が個人のプライベート域としての家族の中に介入し、情報を強制的に提供させ「透明な家族」をつくらせるようになるという、ベックの説明にも合致する（Beck 1998）。

しかし、家族への公権力介入については、フィンランド社会の中でも反対意見がないわけではない。高橋睦子によれば、家庭外保護に関しては、近年フィンランドの景気後退や EU 加盟によって、国家権力の介入を認めてきた従来の福祉国家体制がグローバルな視点から見直されるようになったことで、意見対立が起こってきているという（高橋 2001）。

そうした論争は、不況による財政危機などの経済的要因に起因するとも考えられるが、他方で、権利を主張することに重点を置くエンパワーメン

ト政策だけで完璧かという疑問を提起しているとも言えないだろうか。つまり、個人化する社会においては、老若男女問わずすべての人が自らの自由や権利を主張し実現することが可能となる状況が目標とされる。本稿で取り上げたフィンランドの政策も、そうした目標を達成するためのものであると言える。しかし、すべての人がそのような自由や権利を実現するパワーやアビリティを持つ者、すなわち強者になれる社会というのはそもそも実現可能なのだろうか。それよりも、とくに現在強者の立場にある者が、他者の自由や権利のために「進んで」自らのそれらを諦める、ないしは譲歩することが可能となる状況をつくっていくことも必要なのではないか。とすれば、野々山の言う、家族集団の自己組織化メカニズムを確実なもの、信頼できるものにするのも、もっと問われるべきなのではないか。弱者のエンパワーメントに「加えて」そうした点も重視され、家族の自律性がある程度保たれた際に、合意制家族は安定するのかもしれないのである。

このように考えると、国家主導による子ども（弱者）のエンパワーメントは、合意制家族としての家族集団を維持・存続する上で実際機能的と言えるのかどうか、また、弱者を含む個々の家族成員のウェルビーイングに役立っているのかどうかということは興味深い論点となる。日本とフィンランドの文化の違いということも検討すべきであろう。こうした点を追究するために、本稿で取り上げたような子ども（弱者）のエンパワーメント政策がもたらす、家族や家族成員への影響を詳細に分析することが今後の研究課題である。

謝辞 タンペレ市の児童福祉局の Family Affairs Unit のソーシャルワーカーおよびチャイルドウェルフェアオフィサー（児童福祉司）の皆さん、子どもオンブズマンの Mia Lumio 氏には、快くインタビューに応じていただき、貴重な情報の提供を受け

た。この場を借りてお礼申し上げます。また、これらのインタビューは、科学研究費補助金研究（基盤研究（B）海外学術調査：2008–2011年度）プロジェクト「フィンランドにおける不登校児支援：日本へのインプリケーション」（研究代表者：高橋睦子・吉備国際大学社会福祉学部教授）の研究費によって実現した。連携研究者として参加させていただく機会を与えてくださった高橋先生に感謝します。

〔引用文献〕

- Beck, U., 1998, *Democracy without Enemies* (translated by M. Ritter), Blackwell Publishers.
- Finland Children's Parliament, 2008, *The Finnish Children's Parliament Report Spring/2008* (<http://www.lastenparlamentti.fi> からダウンロード。2009年9月4日アクセス)。
- Forssén, K., Jaakola, A. and Ritakallio, V., 2008, "Family Policies in Finland" in Ostner, I. and Schmitt, C. (eds.), *Family Policies in the Context of Family Change: The Nordic Countries in Comparative Perspective*, Verlag für Sozialwissenschaften, 75–88.
- 堀正嗣・栄留里美, 2009, 『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』, 明石書店。
- 久木田純, 1998, 「エンパワーメントとは何か」, 『現代のエスプリ』376号, 至文堂, 10–34.
- Ministry of Social Affairs and Health of Finland, 2004, *Early Childhood Education and Care in Finland* (brochure 2004: 14)。
- 森田ゆり, 1998, 『エンパワメントと人権』, 解放出版社。
- 野々山久也, 2007, 『現代家族のパラダイム革新：直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ』, 東京大学出版会。
- Sprangers, A. and Garssen, J., 2003, "Non-marital Fertility in the European Economic Area", *Statistics Netherlands*, 1–15.
- 高橋睦子, 2001, 「女性労働と子どもの人権の視点からみた家族の変容と福祉国家：フィンランドの事例研究」, 鳥根県立大学総合政策学会編『総合政策論叢』第2号, 137–151.
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」, 『社会学評論』54巻4号, 341–354.

〔注〕

- 1) 法律名の英語表記は、フィンランドで公式に使われているものである。以下、本稿で示す法律、制度、その他の英語表記も同様である。
- 2) European Youth Forum on the European Commission White Paper (2003) のウェブサイトの情報に基づく (<http://www.europantenna.net/index.phtml?id=25>, 2009年12月10日アクセス)。